

名取市新型インフルエンザ等対策行動計画

名 取 市
平成 2 7 年 3 月

目次

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2. 新型インフルエンザ等対策の取組みの経緯.....	1
3. 市行動計画の作成.....	1

II. 基本の方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な戦略	3
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3. 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点	5
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	6
5. 対策推進のための役割分担	8
1 各団体等の役割	8
2 市の組織体制及び各部の役割	10
6. 市行動計画の主要5項目	16
(1) 実施体制	16
(2) 情報収集・情報提供	16
(3) 予防・まん延防止	17
(4) -1 予防接種	18
(4) -2 医療	21
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	21

III. 発生段階別対策

1. 未発生期	24
(1) 実施体制	24
(2) 情報提供・共有	24
(3) 予防・まん延防止	25
(4) 予防接種・医療	25
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	26
2. 海外発生期	27
(1) 実施体制	27
(2) 情報提供・共有	27
(3) 予防・まん延防止	28
(4) 予防接種・医療	28
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	28

3. 県内未発生期（国内発生早期）	29
(1) 実施体制	29
(2) 情報提供・共有	30
(3) 予防・まん延防止	30
(4) 予防接種・医療	31
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	32
4. 県内発生早期	32
(1) 実施体制	32
(2) 情報提供・共有	32
(3) 予防・まん延防止	33
(4) 予防接種・医療	33
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	34
5. 県内感染期	35
(1) 実施体制	35
(2) 情報提供・共有	36
(3) 予防・まん延防止	36
(4) 予防接種・医療	37
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	37
6. 小康期	39
(1) 実施体制	39
(2) 情報提供・共有	39
(3) 予防・まん延防止	40
(4) 予防接種・医療	40
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	40

IV. 資料

1. 対象となる新型インフルエンザ等の種類	41
2. 特定接種の対象となり得る業種・職務について	41

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 新型インフルエンザ等対策の取組みの経緯

市では「名取市感染症予防対策本部設置要綱（平成 15 年 7 月 1 日告示第 55 号）」に基づき、感染症の予防及びまん延防止の対策を講じる市の体制を定めている。さらに平成 21 年 4 月に新型インフルエンザ（H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となったことをきっかけに、「名取市新型インフルエンザ対策行動計画（平成 22 年 2 月）」を策定し、国、県及び医療機関等と連携を図りながら新型インフルエンザの大流行に備えた対策を整備している。

3. 市行動計画の作成

特措法の施行により新型インフルエンザに対する体制も見直されることとなり、平成 25 年 6 月 7 日には同法第 6 条の規定に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が、また宮城県においても同法第 7 条の規定に基づき平成 26 年 3 月に「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が策定された。

市町村においても同法第 8 条において市町村行動計画を作成する旨が定められていることから、今回、従来の「名取市新型インフルエンザ対策行動計画」から、特措法に基づく新たな「名取市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成するものである。

なお過去の事例にみられるように、新型インフルエンザと一口に言っても病原性の高い場合もあれば低い場合もある。本計画においては、基本的には病原性の高い新型インフルエンザへの対策を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況にも対応できるよう対策の選択肢を示すものとする。

そして今回の作成だけに終わらず、今後も新型インフルエンザ等の感染症に関する最新の科学

I. はじめに

的知見や新型インフルエンザ等対策の検証等を踏まえながら、本計画は適時適切に変更を行うものとする。

各対策の具体的な行動については、本計画と併せ政府行動計画、県行動計画及び国で作成している『新型インフルエンザ等対策ガイドライン』を参照し、また必要に応じ対策毎に別途マニュアル等を作成して実施する。

本行動計画の対象とする感染症（以下「インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

Ⅱ. 基本的方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられない。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生した場合、市民の生命や健康、経済全体に大きな影響を与えかねない。

また、長期的には市民の多くが罹患する新型インフルエンザ等であるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまう懸念があることを念頭におきつつ、私たちは新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じる必要がある。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

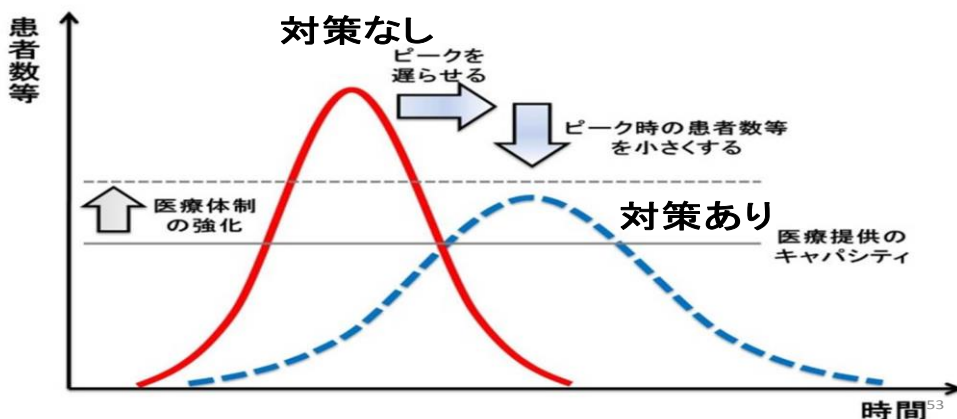
- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

新型インフルエンザ対策の基本方針

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



II. 基本的方針

2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

- ①発生前の段階から、予防接種（特定接種、住民接種）実施体制の構築、市の業務計画の策定、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。また、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。
- ②世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、特措法第18条に基づき国が定める基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）により、対策実施のための体制に切り替える。国内において万全の体制を構築するため、県並びに近隣市町と連携して国が行う検疫の強化等に協力し、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせる。
- ③国内で発生し県内では発生していない段階では、病原体の県内への侵入を防ぐことは不可能であることを前提として対策を講ずる。国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等に対応できる体制について検討する。
- ④県内の発生当初の段階では、市民に対する不要不急の外出の自粛要請や学校保健安全法に基づく学校等の臨時休業措置（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）など、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策に協力する。
- ⑤県内外の発生当初など病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、国や県の動向を踏まえながら強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集しながら対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。
また状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。
- ⑥県内で感染が拡大した段階では、国、県、県内各市町村、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。従って、決めておいたとおりにはいかないことが考えられることから、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。
- ⑦事態によっては、県内の実情等に応じて、国や県と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

市民の生命及び、健康に著しく重大な被害をおよぼすおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対策以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のり患により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3. 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

市は新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画及び市の行動計画又は業務計画に基づき、国、県及び指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

①基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重し、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

なお市民の権利と自由に制限を与える場合には、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとしなければならない。

②危機管理としての特措法の性格

特措法は万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるといったものではないことに留意する。

③関係機関相互の連携協力の確保

名取市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）並びに宮城県新型インフルエンザ等対

II. 基本的方針

策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う必要がある場合には、県対策本部長に対して要請を行う。

なお、市対策本部の名称は、発生した感染症に応じて適切な名称を用いることとする。

④記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態又は下回る事態もあり得るということを念頭において対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、市では約7,400人～約14,200人と推計する。

入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である14,200人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約300人、死亡者数の上限は約100人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約1,100人、死亡者数の上限は約370人と推計される。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症について被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することになる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

新型インフルエンザ患者発生推定数				
		国	宮城県	名取市
人口（平成 22 年 10 月国勢調査）		128,057,352 人	2,348,165 人	73,134 人
感染者数 ※1		約 3,200 万人	約 58.7 万人	約 18,284 人
医療機関を受診する患者数 ※4		約 1,300～ 2,500 万人	約 23.8～ 45.8 万人	約 7,400～ 14,200 人
入院患者上限 ※2 ※4	重度	約 200 万人	約 3.7 万人	約 1,100 人
	中等度	約 53 万人	約 1.0 万人	約 300 人
1 日当たり最大入院患者数 （流行発生から 5 週目）※4	重度	39.9 万人	0.73 万人	230 人
	中等度	10.1 万人	0.19 万人	57 人
死亡者上限 ※3 ※5	重度	約 64 万人	約 1.2 万人	約 370 人
	中等度	約 17 万人	約 0.3 万人	約 100 人

※1 全人口の 25%が新型インフルエンザにり患し、流行が約 8 週間続くと仮定

※2 入院患者数は、医療機関を受診する患者数の上限値を基に設計

※3 重 度：スペインインフルエンザのデータを参考に、致命率を 2.0%として推計
中等度：アジアインフルエンザ等のデータを参考に、致命率を 0.53%として推計

※4 国の数値については米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention：CDC）による推計モデル（FluAid2.0）による推計値。県、市の数値については国の数値に対国人口比を乗じて計算。

※5 感染者数×致命率により推計。

※6 新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の国及び県、市の医療体制及び衛生状況等は、一切考慮していない。

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患期間は 1 週間から 10 日間程で、り患した従業員の大部分は一定の欠勤期間後、治癒（免疫を得て）し職場に復帰する。

ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

Ⅱ. 基本的方針

5. 対策推進のための役割分担

1 各団体の役割

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。

また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関、アジア諸国及びその他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査・研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 地方公共団体の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき自らの区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が必要となる。

新型インフルエンザ等発生前は、政府計画等を踏まえ、まん延防止や医療の確保などに関し県行動計画等を作成するなど、事前の準備を進める。

新型インフルエンザ等発生時には、県対策本部を設置し、基本的対処方針などを踏まえ、県内の発生状況に応じた的確に判断しながら県行動計画等に基づく対策を講じていく。なお、県は市町村及び指定（地方）公共機関などが実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に調整する。

保健所は地域における対策実施の中心的な役割を担い、管内市町村及び医療機関等と連携し、情報の収集・提供、まん延防止等に取り組む。保健所は、新型インフルエンザ等発生前には、郡・市医師会、各支部薬剤師会、地域の中核的医療機関を始めとする医療機関、薬局、市町村、消防などの関係者からなる対策会議を設置するなどして地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。また、県内発生早期には、積極的疫学調査（サーベイランス）を実施するとともに、病原性などの把握に必要な情報収集を行う。

保健所は速やかに適切な医療の提供が行われるよう、管内の医療機関と緊密な連携を図り必要な調整を行う。

【市】 住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時における要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染対策や、必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条第1項第7号で規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持するため、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

(6) 一般の事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染症対策を実践するよう努める。

また発生時に備えて、個人レベルにおいても、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するように努める。

II. 基本的方針

2 市の組織体制及び各部の役割

特措法第 32 条の規定に基づき、政府対策本部より新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたとき市は、同法第 34 条第 1 項の規定に基づき、直ちに市対策本部を設置しなければならない。ただし、緊急事態宣言が行われていない場合であっても国内で新型インフルエンザ等が発生した際、任意で市対策本部を設置することができる。

市では名取市新型インフルエンザ等対策本部条例及び同施行規則に基づき名取市新型インフルエンザ等対策本部の組織体制を以下のとおり定めている。

<名取市新型インフルエンザ等対策本部>

(1) 組織体制

職名	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長 *1
本部員	教育長 総務部長 健康福祉部長 生活経済部長 建設部長 震災復興部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長 消防長 総務課長 財政課長 防災安全課長 クリーン対策課長 水道事業所長
事務局	保健センター

(2) 所掌事務 *2

①新型インフルエンザ等発生状況の情報収集に関すること ②新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策及び予防対策に関すること ③国、県及び関係機関との連絡調整に関すること ④市民に対する正確な情報の提供に関すること ⑤新型インフルエンザ等緊急事態措置の総合調整に関すること ⑥その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項の決定に関すること

*1 副本部長が本部長を代理する場合、代理の順位を下記のとおり定める。

第 1 位：健康福祉部を担任する副市長

第 2 位：健康福祉部を担任する副市長以外の副市長

*2 所掌事務は特措法第 34 条の規定に基づく

<名取市新型インフルエンザ等対策推進部>

対策本部の所掌事務を補助するため、下部組織として対策推進部を設置する。

(1) 組織体制

職名	構 成 員
部長	健康福祉部長
副部長	健康福祉部次長
部員	総務課長 政策企画課長 財政課長 市政情報課長 防災安全課長 税務課長 工事検査監 男女共同・市民参画推進室長 社会福祉課長 こども支援課長 介護長寿課長 保険年金課長 農林水産課長 商工 観光課長 市民課長 クリーン対策課長 土木課長 都市計画課長 下水道課長 雨水対策室長 復興まちづくり課長 復興区画整理課長 生活再建支援課長 増田復興再開発推進室長 会計課長 水道事業所 長 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農 業委員会事務局 庶務課長 学校教育課長 生涯学習課長 文化・ スポーツ課長 消防本部総務課長 消防本部警防課長 消防本部予防 課長 消防署長

市対策本部全体の主な役割分担は下記のとおりとする。細部については会議や担当部署間で連絡調整を図りながら、適宜対応する。

(2) 各部の役割

① 全部課共通の役割

担当課	主 な 役 割
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な業務実施のための体制の構築（業務継続計画（BCP）の作成） ・ 出勤職員の減少等に伴う業務体制の見直し ・ 委託業者への感染予防措置の徹底 ・ 発生地域等からの出張者等の受け入れ又は派遣の把握及び検討 ・ 発生地域等と関係する事業の把握及び検討 ・ 事業（イベント等）の実施及び中止の検討 ・ 所管施設や職場の感染防止対策推進及び所管施設休業の検討 ・ 各部に対する応援

II. 基本の方針

② 総務部

担当課	主 な 役 割
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づき職員の服務に関すること ・職員用感染防護資器材の調達、配分計画策定に関すること ・職員の感染状況の把握及び健康管理に関すること ・要援護者（外国人）に対する相談窓口の設置、安否確認、支援に関すること ・対策本部設置に関する記者発表に関すること ・対策本部の広報活動に関すること ・他市町村や県との応援体制の連絡調整に関すること
政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・食料及び生活物資の調達・備蓄体制の整備に関すること ・各所属の業務継続計画（BCP）に基づく職員配置の調整に関すること ・公平委員会委員への情報提供に関すること
財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者用感染防護資器材の調達に関すること ・感染防護資器材等調達費用の調整に関すること ・感染拡大防止対策の予算措置に関すること
市政情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・指定（地方）公共機関との連絡調整に関すること ・情報提供の体制に関すること
防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・各部に対する応援の調整に関すること ・業務継続計画に基づき職員の服務に関すること ・各所属の業務継続計画（BCP）の取りまとめに関すること ・関係機関（消防・警察・自衛隊）との連絡調整に関すること ・食料及び生活物資の供給計画の策定に関すること
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・物資搬送に関すること
工事検査監	<ul style="list-style-type: none"> ・各部に対する応援に関すること
男女共同・市民参画推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センターの継続の検討に関すること

③ 健康福祉部

担当課	主 な 役 割
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者（障がい者等）に対する相談窓口の設置、安否確認及び支援に関すること ・社会福祉施設の継続の検討に関すること ・生活保護世帯への感染防護資器材提供に関すること

担当課	主 な 役 割
こども支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、放課後児童クラブ、児童センター、子育て支援センター等（以下「保育施設」という。）の保育施設等業務継続の検討に関する こと ・民間保育施設への情報提供・収集に関すること ・保育施設利用者への情報提供に関すること ・保育施設利用者の感染防護資器材の調達に関すること ・保護者、保育施設への情報提供及び協力要請に関すること
介護長寿課	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者（高齢者等）に対する相談窓口の設置、安否確認及び支援 に関すること ・介護保険事業者の動向の把握（情報収集・情報提供）に関すること
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の事務局に関すること ・休日夜間急患センター従事者用感染防護資器材の調達に関すること ・医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること ・健康相談窓口の設置に関すること ・市民への予防策の周知に関すること ・県との連絡調整に関すること ・特定接種及び住民接種の実施に関すること ・プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチン接種に関する こと ・県が行うサーベイランスへの協力に関すること ・医療体制の確保に関すること
保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・国保被保険者、後期高齢者医療被保険者への情報収集・情報提供に 関すること ・国保被保険者、後期高齢者医療被保険者に対する感染予防の啓発に 関すること

④ 生活経済部

担当課	主 な 役 割
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、水産関係者への情報収集・提供に関すること ・農業、水産業関連施設の継続の検討に関すること
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工、観光関係者への情報収集・提供に関すること ・商工、観光関連施設の継続の検討に関すること ・物流の安定への協力要請に関すること ・食料及び生活物資等の調達体制に関すること ・燃料の確保に関すること

II. 基本の方針

担当課	主 な 役 割
市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届の受付及び埋火葬及び斎場使用許可に関する事
クリーン対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場との連絡調整に関する事 ・市民墓地との連絡調整に関する事 ・葬祭関係会社等との連絡調整に関する事 ・ごみ収集及び処理に関する業務継続の検討に関する事

⑤ 建設部

担当課	主 な 役 割
土木課	<ul style="list-style-type: none"> ・物資搬送に関する事
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅入居者への情報提供に関する事
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・物資搬送に関する事
雨水対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・物資搬送に関する事

⑥ 震災復興部

担当課	主 な 役 割
復興まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・復興公営住宅入居者への情報提供に関する事
復興区画整理課	<ul style="list-style-type: none"> ・各部に対する応援に関する事
生活再建支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅入居者への情報提供に関する事
増田復興再開発推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・各部に対する応援に関する事

⑦ 水道事業所

担当課	主 な 役 割
水道事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・各種情報収集に関する事 ・広報活動に関する事 ・要員の確保に関する事 ・必要な物資の確保等に関する事

⑧ 教育委員会

担当課	主 な 役 割
庶務課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育施設関係の連絡調整に関する事 ・教育委員会委員への情報提供に関する事

担当課	主 な 役 割
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、生徒の健康管理に関すること ・ 市立幼稚園の業務継続の検討に関すること ・ 小中学校の感染防護資器材の調達に関すること ・ 臨時休業措置（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）に関する検討と情報収集に関すること ・ 発生地域の教職員の動向に関すること ・ 教職員の健康管理に関すること ・ 県教育委員会との連絡調整に関すること ・ 行事の縮小等に関する情報収集に関すること ・ 小学校、中学校との連絡調整に関すること
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育施設の業務継続の検討に関すること
文化・スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設の業務継続の検討に関すること ・ 文化会館の業務継続の検討に関すること

⑨ 消防本部・消防署

担当課	主 な 役 割
総務課 警防課 予防課 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等患者の救急搬送に関すること

⑩ 行政委員会他

担当課	主 な 役 割
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症防止対策に係る会計処理に関すること
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙管理委員会委員への情報提供に関すること
監査委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員への情報提供に関すること
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員への情報提供に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員への情報提供に関すること

Ⅱ. 基本的方針

6. 市行動計画の主要5項目

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、次の5項目に分けて作成している。

各項目の対策については、発生段階ごとに後述するが、横断的な留意点については以下のとおりである。

※政府行動計画及び県行動計画は「(1) 実施体制」「(2) サーベイランス・情報収集」「(3) 予防・まん延防止」「(4) 予防接種」「(5) 医療」「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目となっているが、市行動計画は「(2) サーベイランス・情報収集」を「(2) 情報提供・共有」とし、「(4) 予防接種」と「(5) 医療」を併せ「(4) 予防接種・医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」を「(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保」と区分する。

※サーベイランス（疫学調査）については都道府県ならびに保健所を設置する市（例：仙台市）及び特別区が実施するため、本市の行動計画においては特に記載しない。ただし国、県よりサーベイランスを含めた情報収集の要請があれば、市はこれに協力する。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等の流行に対応するため、発生段階に応じた危機管理組織を整備する。

新型インフルエンザ等のうち病原性が高く感染力が強いものは、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等が相互に連携を図り、一体となった取組みを行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、庁議などを通じて事前準備の進捗を確認し、関係部局間との連携を確保しながら全庁一体となった取組みを推進する。さらに、関係部局においては、県及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

国内で新型インフルエンザ等が発生し、国が特措法に基づき「緊急事態宣言」をした場合には、速やかに名取市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

1) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、地方公共団体、医療機関、事業者等、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、地方公共団体、医療機関、事業者等、個人の間でコミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、一方向性の情報提供だけでなく、発信した情報に対する情報共有や情報の受け取り手の反応を分析・把握して次の情報提供に活かす。

新型インフルエンザ等の発生時には、検疫、医療等の各分野における施策の実施に当たって、市民一人一人が新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき適切に行動することで、まん延防止が可能となる。

2) 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方は千差万別である。特にコミュニケーションに障がいのある方（視覚障がい者、聴覚障がい者等）や外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

3) 発生前における情報提供

新型インフルエンザ等の予防対策及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて県等と連携し、市民、医療機関、事業者等に情報提供する。

学校は、集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、県及び教育委員会等と連携し、感染症や公衆衛生について児童、生徒、保護者に情報提供する。

4) 発生時における市民等への情報提供

①発生時の情報提供

発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供にあたっては、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。また、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝える。

誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ラジオ等を活用する。

②市民の情報収集の利便性向上

関係省庁の情報、県や市の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

5) 情報提供体制

提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当チームを設置する。提供する情報の内容に応じ、適切な者が情報を発信する体制をとる。

(3) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

II. 基本的方針

予防・まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

地域対策及び職場対策としては、人と人との接触機会を少なくすることなどにより、多くの未感染者が患者ないし潜伏期間にある者と接触する機会をできる限り減らすことである。

また、緊急事態宣言がされている場合においては、主に国内発生早期において施設の使用制限等の要請等を行うこととなる。

個人における対策としては、国内における発生の段階から新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等、感染症法に基づく措置を行うとともにマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ不要不急の外出の自粛要請等を行う。

(4) - 1 予防接種

1) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え医療体制が対応可能な範囲内におさめることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンには、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

パンデミックワクチンは、実際にパンデミックを発生させているウイルス等を基に作られるため、接種により重症化予防が期待できるが、細胞培養等の新しいワクチン製造法を用いても、全国民分のワクチンを製造するのに6ヶ月かかるとされている。基本的には住民接種よりも先に開始される特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることになる。しかしながら、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や、H5N1亜型の新型インフルエンザであってもワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることになる。

2) 特定接種

① 特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要性を認めるときに臨時に行われる予防接種である。

3) 特定接種の対象者

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める

基準に該当する者に限る。)

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種より先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するにあたっては、市民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち①について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度とされており、国がこの制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得るインフラ事業に関わる事業者、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとされている。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に、国民生活の維持に必要な食糧供給維持等の観点から、食糧製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。（対象者については、Ⅳ. 資料2. 「特定接種の対象となり得る業種・職務について」を参照）

特定接種を実施するにあたっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として以下の順が基本とされている。

①-1 医療関係者

②-1 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

③-1 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

④-1 それ以外の事業者

危機管理においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性など、その際の社会的状況等を総合的に判断し、国が基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他関連事項を決定する。

4) 特定接種の接種体制

①-1、②-1 については国、③-1、④-1 については当該事業者の所属する地方公共団体を実施主体とする。予防接種は、原則として集団接種により実施することとされているため、接種が円滑に行われるよう、未発症期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件とされている。

5) 住民接種

① 住民接種の法的根拠

特措法において、新型インフルエンザ等緊急措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこ

II. 基本的方針

ととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

② 対象者の分類と順位

住民接種の接種順位については、国において以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じて順位を決定される。

(i) 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者。

(i) - i 基礎疾患を有する者、 (i) - ii 妊婦

(ii) 小児

1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

(iii) 成人・若年者

(iv) 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位を決めるにあたっての基本的な考え方は、次の3通りである。これらの考え方を踏まえ、国が接種順位を決定する。

- ・重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- ・我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- ・上記2つの考え方を併せた考え方

6) 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、集団接種を基本とする。ただし、妊婦や在宅医療の対象者については個別に接種を行う。また国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して、必要な協力の要請又は指示（以下「要請」という。）を行う。

7) 健康被害

予防接種法が平成25年4月1日に改正され、インフルエンザを含む定期的予防接種等により副反応が発生した場合の副反応報告について、医療機関に義務付けられたところである。

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。医療機関等（予防接種を実施した以外の医療機関を含む。）は、基準に該当する予防接種後の副反応を診断した場合、報告様式を用い、速やかに厚生労働省へ直接報告する。（当該報告は、予備接種法に基づく接種としての報告と、薬事法第77条4の2第2項の報告を兼ねたものであり、医療機関等は、当該報告のみを行うことで

足りる。)

接種対象者が、予防接種法に基づいて予防接種を受け健康被害が生じた場合、その健康被害の状況に応じて、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は市が給付を行う。なお接種した場所が居住地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に居住する市町村とする。

(4) - 2 医療

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめるために、医療の提供は不可欠である。県は、県内の限られた医療資源（医療従事者、病床数等）を効果的、効率的に用いて医療を提供できる体制を整備するために、二次医療圏の圏域を単位とし、保健所等を中心として対策会議を設置するなどして地域関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するなどの準備を進める。

市は対策会議に参画し、市医師会と連携しながら地域の新型インフルエンザ等患者の診療体制の確保に協力するとともに、診療時間をとりまとめるなどして住民への周知を図る。

また市は、国及び県と連携し関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅療養者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは多くの市民がり患し、本人のり患や家族のり患等により、従業員の最大 40%が 2 週間にわたり欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある。

新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の市民生活を維持できるよう、各行政機関や各医療機関、各事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。

特に、高齢者世帯や障がい者世帯等、新型インフルエンザの流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯への生活支援は、平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について検討しておくことが必要である。

市は、最も住民に近い行政主体であり地域住民を支援する責務を有することから、住民に対する情報提供を行い新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める必要がある。

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。このため、個人・家庭における対策として自助の視点は重要であり、最低限（2 週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される。また、食料品・生活必需品等の購入に当たって、買占めを行わないよう消費者としての適切な行動をとることが求められる。

Ⅲ. 発生段階別対策

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるようあらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

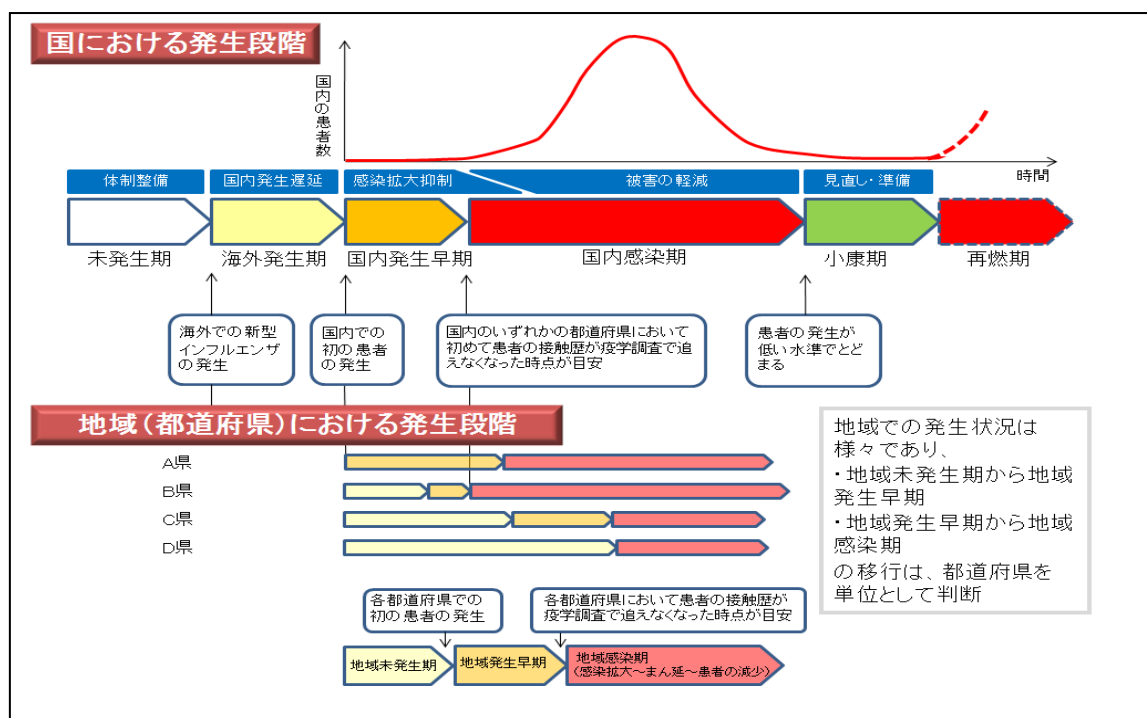
県行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、県内での発生、まん延を抑え小康状態に至るまでを、県の実情に応じた戦略に則して6つの発生状態に分類している。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等において柔軟に対応する必要があることから、県における発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上、県が判断する。(国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考にしながら海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。)

本市の発生段階については、新型インフルエンザ等の特性、交通機関の発達による人の行動の広域化や感染の速度等を考慮すると、ある程度の広い地域で感染が確認されると考えられることや対策実施の効率性などから、原則として県における発生段階と同様とする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

各対策の具体的な行動については、政府行動計画、県行動計画及び国で作成している『新型インフルエンザ等対策ガイドライン』を参照し、また必要に応じ対策毎に別途マニュアル等を作成して実施する。



<発生段階（状況）>

国全体発生段階	県・市の発生段階	状態
未発定期	未発定期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発定期	海外発定期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内未発定期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）
		県内で新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態
小康期 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態

Ⅲ. 発達段階別対策

新型インフルエンザ等の発達段階別にそれぞれの項目において市が実施すべき対策を記載する。また、各項目の文末の（ ）内に示されているのは担当部であるが、業務の規模等に応じ他の部が協力する場合がある。

1. 未発生期

【状態】 1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態 2) 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが人から人への持続的な感染はみられていない状態
【目的】 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
【対策の考え方】 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3) 国、県及び国際機関等からの情報収集を行う。

(1) 実施体制
1) 市行動計画の策定 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務継続計画（BCP）を作成し、必要に応じて見直す（各部局） 2) 体制の整備及び国、県の連携強化 国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。（健康福祉部）
(2) 情報提供・共有
1) 継続的な情報提供 ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。（総務部、健康福祉部） ② マスク着用・咳エチケット・手洗い等、季節性インフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（教育委員会、健康福祉部） 2) 体制の整備等 コミュニケーションの体制整備等、事前の準備として以下を行う。 ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること。）や媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ利用可能な複数の媒体・機関を活用する。）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。（総務部、健康福祉部）

- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制（広報担当部局を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での随時適切な情報共有方法の検討等）を構築する。（総務部、健康福祉部）
- ③ 国、県及び関係機関等とメールや電話を活用し、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。（総務部、健康福祉部）
- ④ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。（健康福祉部）
- ⑤ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に生かす体制を構築する。（総務部、健康福祉部）

（３）予防・まん延防止

1) 個人における対策の普及

- ① 市、学校及び事業所は、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及を図る。（健康福祉部、生活経済部、教育委員会）
- ② 市、学校及び事業者は、発症が疑わしい者の対応として、帰国者・接触者相談センターへの連絡及び感染拡大予防のための基本的な対策について理解の促進を図る。（健康福祉部、生活経済部、教育委員会）

2) 地域対策・職場対策の普及

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策を図るための準備を行う。（健康福祉部、生活経済部）

（４）予防接種・医療

1) 特定接種

特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項によって行われる。

- ① 県と連携し、国が行う事業者に対する登録作業の周知に協力する。（健康福祉部）
- ② 県と連携し、国が行う事業者の登録申請の受付、基準に該当する事業者の登録事業者としての登録に協力する。（健康福祉部）
- ③ 県と連携し、国からの要請を受け、地方公務員に対する集団接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（健康福祉部）

2) 住民接種

- ① 国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 項第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。（健康福祉部）
- ② 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、他市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び県に技術的支援を求める。（健康福祉部）

Ⅲ. 発達段階別対策

- ③ 予防接種を速やかに実施できるよう、医師会、事業者及び学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。そのため、市は国に対し、接種体制の具体的なモデル提示を要請するなどの技術的支援を求める。(健康福祉部)

3) 医療体制の整備

原則として、県は二次医療圏の圏域を単位とし保健所などを中心として、郡市医師会、各支部薬剤師会、中核的医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域との関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。市は対策会議に参画し、他の団体と連携して、地域医療体制の整備に協力する。(健康福祉部、消防部局)

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

1) 要援護者対策

市は、国からの要請に基づき県と連携し、高齢者、障がい者等の要援護者の把握及び県内感染期における要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、具体的な手続きを決めておく。(健康福祉部、消防部局)

2) 物資及び資器材の備蓄

市は、県及び指定(地方)公共機関とともに、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。(関係部局)

3) 火葬能力等の把握

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。(生活経済部)

2. 海外発生期

【状態】

- 1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- 2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- 3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等様々な状況。

【目的】

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせるとともに、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 病原性・感染力等が高い新型インフルエンザ等にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立つため、国、県及び国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、市民、事業者等に県内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。
- 4) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を行う。

(2) 情報提供・共有

1) 情報提供

県と連携し、市民に対して海外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(総務部、健康福祉部)

特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(健康福祉部、教育委員会)

2) 情報共有

国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報を利用しメール等による対策の理由・プロセス等の共有を行う。(健康福祉部)

3) 相談窓口の設置

市は、国からの要請に応じ相談窓口等を設置する。市は、県の協力を得ながら、国が作成するQ&A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせや相談に対応する。(健康福祉部)

Ⅲ. 発達段階別対策

<p>(3) 予防・まん延防止</p>
<p>1) 市内でのまん延防止対策の準備</p> <ul style="list-style-type: none">① 市、学校及び事業所は、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。(健康福祉部、生活経済部、教育委員会)② 市、学校及び事業者は、発症が疑わしい者の対応として、帰国者・接触者相談センターへの連絡及び感染拡大予防のための基本的な対策について理解の促進を図る。(健康福祉部、生活経済部、教育委員会)③ 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。(健康福祉部、生活経済部)
<p>(4) 予防接種・医療</p>
<p>1) 特定接種</p> <ul style="list-style-type: none">① 国からの要請を受け、県と連携し地方公務員を対象とした予防接種を本人の同意を得たうえで、原則、集団で実施する。(健康福祉部)② 県と連携し、国が行うワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集に協力する。(健康福祉部) <p>2) 住民接種</p> <p>国からの要請を受け、市民が速やかに接種できるよう集団接種を基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき具体的な接種体制の構築の準備を進める。(健康福祉部)</p>
<p>(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p>
<p>1) 事業者の対応</p> <p>国が行う事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の実施準備の要請に協力する。(健康福祉部、生活経済部)</p> <p>2) 遺体の火葬・安置</p> <p>火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の検討を行う。(生活経済部)</p>

3. 県内未発生期（国内発生早期）

【状態】

- 1) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- 2) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

【目的】

- 1) 県内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 県内発生をできるだけ遅らせるため、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行うことを受け、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 特定接種及び住民接種を早期に開始できるよう体制を整え、速やかに実施する。

（1）実施体制

1) 市の実施体制等

- ① 国が緊急事態宣言を行った場合は、速やかに市対策本部を設置する。また、緊急事態宣言が行われていない場合でも、予防接種等の対策をとる必要がある時は市対策本部を設置する。（各部局）
- ② 県と連携して、国が決定した基本的対処方針を事業者及び市民等に広く周知する。（総務部、健康福祉部）
- ③ 国が病原性の特性、感染拡大の状況等を踏まえ基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県と連携して事業者及び市民等に広く周知する。（総務部、健康福祉部）

2) 事態推移の記録

事態の推移に関する総括的・統計的記録、各部における所管業務に関する記録をとりまとめ、報告書の作成を行う。（健康福祉部）

（2）情報提供・共有

1) 情報提供

市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、海外及び国内発生状況・対策、市内で発生した場合の対策等を、対策の決定プロセス・理由・実施主体とともに詳細にわかりやすく、リアルタイムで情報提供し注意喚起を行う。国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報や基本方針を収集し、必要に応じ市民に提供する。

- ・関係部局間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。
- ・新型インフルエンザ等など疾患に関する情報のみならず、生活相談や地方公共団体の行う対策についての問い合わせに対応する電話相談窓口を設置する。（総務部、健康福祉部）

Ⅲ. 発達段階別対策

2) 情報共有

国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。(健康福祉部)

3) 相談窓口等の体制充実・強化

- ① 国が作成する状況の変化に応じたQ & Aの改定版を活用するほか、相談窓口等の体制の充実・強化を行う。(健康福祉部)
- ② 海外発生期に引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を必要に応じ県に情報提供を行うとともに、県から新たな情報提供を受け市民からの相談対応に反映する。(健康福祉部)

(3) 予防・まん延防止

1) 市内での感染対策

- ① 市民、事業者及び福祉施設管理者等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、流行期には人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。(健康福祉部)
- ② 県と連携し、事務者及び福祉施設管理者等に対し、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員が発生した場合における健康管理・受診方法の周知を要請する。(健康福祉部)
- ③ 県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校等における感染対策の実施に資するため、国が作成する目安により学校保健安全法に基づく臨時休業措置(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を適切に行う。(教育委員会)
- ④ 県と連携し、公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(総務部)
- ⑤ 県と連携し、病院及び高齢者施設等、基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

(4) 予防接種・医療

1) 特定接種

国及び県と連携し市職員等の特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉部)

2) 住民接種

- ① 国による予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施及び接種順位の決定を踏まえ、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。(健康福祉部)
- ② 接種の実施に当たり国及び県と連携して、公的な施設を活用するほか医療機関に委託する等接種会場を確保する。また、個別接種や一斉接種(期間を定め医療機関で接種)、集団接種又はそれぞれの組み合わせ等、接種を円滑に行えるよう国及び県、医師会及び関係事業者等の協力を得て接種体制を構築する。(健康福祉部)
- ③ 国からの求めに応じ、接種に関する情報提供を開始する。(健康福祉部)

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

1) 事業者の対応

国が行う事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の開始の要請に協力する。(健康福祉部、生活経済部)

2) 遺体の火葬・安置

県からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、関係団体と事前に協議を行い体制の整備をする。(生活経済部)

3) 市民・事業者への呼びかけ

国及び県が行う市民に対する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけに協力するとともに、事業者に対する食料品、生活関連物資等の価格高騰防止並びに買占め及び売惜しみ防止の要請に協力する。(生活経済部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

4) 水道水の安定供給

業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水道水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道事業所)

5) 生活関連物資等の価格安定対策

生活関連物資等の価格の安定等、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(生活経済部)

Ⅲ. 発達段階別対策

4. 県内発生早期

【状態】

- 1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。

【目的】

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を継続する。
- 3) 県内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 4) 特定接種及び住民接種を早期に開始できるよう体制を整え、速やかに実施する。

(1) 実施体制

1) 市の実施体制

- ① 国が緊急事態宣言を行った場合については、速やかに市対策本部を設置する。(各部局)
- ② 必要に応じ、対策本部の下部組織として名取市新型インフルエンザ等対策本部推進部を設置し、市民の不安解消、社会機能維持のための対策を大規模かつ速やかに行う。(各部局)

2) 基本的対処方針の変更

国が病原性の特性、感染拡大の状況等を踏まえ基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県と連携し市民等に広く周知する。(総務部、健康福祉部)

3) 事態推移の記録

事態の推移に関する総括的・統計的記録、各部における所管業務に関する記録をとりまとめ、報告書の作成を行う。(健康福祉部)

(2) 情報提供・共有

1) 情報提供

- ① 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等対策の決定プロセス・理由・実施主体を詳細にわかりやすく、リアルタイムで情報提供し注意喚起を行う。(総務部、健康福祉部)
- ② 特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保健施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても情報提供する。(健康福祉部、生活経済部、教育委員会)

2) 情報共有

国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。

(健康福祉部)

3) 相談窓口の体制充実・強化

① 国が作成する状況の変化に応じたQ & Aの改定版を活用するほか、相談窓口等の体制の充実・強化を行う。(健康福祉部)

② 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を必要に応じ県に情報提供を行うとともに、県から新たな情報提供を受け市民からの相談対応に反映する。(健康福祉部)

(3) 予防・まん延防止

1) 市内でのまん延防止対策

① 市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。(健康福祉部、生活経済部)

② 県と連携し、事業所及び福祉施設等に対して、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理・受診方法の周知を要請する。(健康福祉部、生活経済部)

③ 県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施のため、国が作成する目安により学校保健安全法に基づく臨時休業措置(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を適切に行う。(健康福祉部、教育委員会)

④ 県と連携し、公共交通機関等に対して、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(総務部)

⑤ 県と連携し、病院及び高齢者施設等、基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

⑥ 不特定多数の市民が利用する市の施設は、感染拡大の場となることが懸念されることから、感染防止のための適切な措置を行う。(各部局)

⑦ 不特定多数の市民が利用する民間施設については、それぞれの監督官庁の指導に基づき指導を行う。(各部局)

(4) 予防接種・医療

1) 特定接種

国及び県と連携し市職員等の特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉部)

2) 住民接種

① 国による予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施及び接種順位の決定を踏まえ、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。(健康福祉部)

② 県及び市は、接種に関する情報提供を継続する。(健康福祉部)

③ 予防接種の実施に当たり、国及び県と連携し、保健センター・学校など公的な施設を活用する他、医療機関に委託する等接種会場を確保し、原則として、管内に居住する者を対象に集団

Ⅲ. 発達段階別対策

的接種を行う。(健康福祉部)

【緊急事態宣言されている場合の措置】

3) 臨時予約接種

緊急事態宣言が行われている場合には、上記の対策に加え必要に応じて、市民に対する予防接種を基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康福祉部)

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

1) 新型インフルエンザ等発生時の在宅療養者への生活支援

県と連携し、関係団体機関の協力を得ながら、高齢者、障害がい者等の在宅療養者への生活の支援に努める。(健康福祉部)

2) 事業者の対応

国が行う事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の継続の要請に協力する。(健康福祉部、生活経済部)

3) 市民・事務所への呼びかけ

国及び県が行う市民に対する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけに協力するとともに、事業者に対する食料品、生活関連物資等の価格高騰防止に買占め及び売惜しみ防止の要請に協力する。(生活経済部)

4) 遺体の火葬・安置

市は、県内発生期には死者が多数発生することが想定されることから、火葬場の稼働時間の延長など火葬場の体制強化を図るとともに、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に努める。(生活経済部)

【緊急事態宣言されている場合の措置】

5) 水道水の安定供給

業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水道水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道事業所)

6) 生活関連物資等の価格の安定等

県と連携し、住民生活及び住民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(生活経済部)

5. 県内感染期

【状態】

- 1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

【目的】

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 県内の発生状況に応じ、市が実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持を図り、必要な患者が適切な医療を受けられるよう努め、健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予想されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、特定接種及び住民接種を早期に開始できるよう体制を整え、速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

1) 市の実施体制等

- ① 既に市対策本部が設置されている場合、本部を継続する。(各部局)
- ② 必要に応じ、対策本部の下部組織として名取市新型インフルエンザ等対策推進部を設置し、市民の不安解消、社会機能維持のための対策を速やかに行う。(各部局)
- ③ 国の基本的対処方針の変更に基つき、県が対処方針を変更した際には、これに併せて新たな措置を講ずる。(各部局)
- ④ 緊急事態措置の実施のため、必要に応じ、県に職員の派遣を要請する。(総務部)
- ⑤ 新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった時は、県に対し緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請する。(総務部)

2) 事態推移の記録

事態の推移に関する総括的・統計的記録、各部における所管業務に関する記録をとりまとめ、報告書の作成を行う。(健康福祉部)

Ⅲ. 発達段階別対策

(2) 情報提供・共有
1) 情報提供
① 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等対策の決定プロセス・理由・実施主体とともに詳細にわかりやすく、リアルタイムで情報提供する。(総務部、健康福祉部)
② 個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についても情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても情報提供する。(健康福祉部、生活経済部、教育委員会)
2) 情報共有
市は国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し対策の方針を伝達するとともに、市内での流行や対策の状況を的確に把握する。(健康福祉部)
3) 相談窓口の継続
① 国が作成する状況の変化に応じたQ & Aの改定版を活用し、相談窓口等を継続する。(健康福祉部)
② 相談窓口等に寄せられる問い合わせ及び関係機関等から寄せられる情報の内容を必要に応じ、県に情報提供するとともに、県から新たな情報提供を受け、市民からの相談対応に反映する。(健康福祉部)
(3) 予防・まん延防止
1) 市内でのまん延防止対策
① 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。(健康福祉部、生活経済部)
② 県と連携し事業所に対して、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理・受診方法の周知を要請する。(健康福祉部)
③ 県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施のために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業措置(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を適切に行う。(健康福祉部、教育委員会)
④ 県と連携し、公共交通機関等に対して、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。(総務部)
⑤ 県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)
⑥ 市の施設を閉鎖や市主催行事は中止又は延期を検討する。(各部局)
⑦ 市の事業継続計画(BCP)に基づき、業務や市民サービスを縮小する。(各部局)

(4) 予防接種・医療
<p>1) 特定接種 県と連携し、市職員等の特定接種対象者に対し集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉部)</p> <p>2) 住民接種 緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康福祉部)</p> <p>3) 在宅で療養する患者への支援 国及び県と連携し関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応に努める。(健康福祉部)</p>
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保
<p>1) 新型インフルエンザ等発生時の在宅療養者への生活支援 県と連携し関係団体の協力を得ながら、高齢者、障がい者等の在宅療養者への生活の支援に努める。(健康福祉部)</p> <p>2) 事業者の対応 国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の継続に協力する。(健康福祉部、生活経済部)</p> <p>3) 市民・事業者への呼びかけ 国及び県が行う市民に対する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけに協力するとともに、事業者に対する食料品、生活関連物資等の価格高騰防止並びに買占め及び売惜しみ防止の要請に協力する。(生活経済部)</p> <p>【緊急事態宣言されている場合の措置】</p> <p>4) 水道水の安定供給 業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水道水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道事業所)</p> <p>5) 生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>① 県と連携し、住民生活及び住民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(生活経済部)</p> <p>② 県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(生活経済部)</p> <p>③ 県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(生活経済部)</p>

Ⅲ. 発達段階別対策

6) 埋葬・火葬の特例

- ① 県を通じた国からの要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。(生活経済部)
- ② 県を通じた国からの要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(生活経済部)
- ③ 国により、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認められたときは、名取市長以外の市町村長による埋葬又は火葬許可等の手続きの特例が定められる。(生活経済部)
- ④ 県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(生活経済部)

6. 小康期

<概要>

<p>【状態】</p> <p>1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</p> <p>2) 大流行は一旦終息している状態。</p>
<p>【目的】</p> <p>1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>【対策の考え方】</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

<p>(1) 実施体制</p> <p>1) 市の実施体制等 緊急事態解除宣言がなされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。なお、必要に応じ、任意の市対策本部を継続する。(各部局)</p> <p>2) 対策の評価・見直し これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ市行動計画の見直し等を行う。(各部局)</p> <p>3) 事態推移の記録 事態の推移に関する総括的・統計的記録、各部における所管業務に関する記録について保存するとともに、これらの記録をとりまとめ、報告書の作成を行う。(健康福祉部)</p>
<p>(2) 情報提供・共有</p> <p>1) 情報提供 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供及び注意喚起を行う。(総務部、健康福祉部)</p> <p>2) 情報共有 国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。(健康福祉部)</p> <p>3) 相談窓口等の体制縮小</p> <p>① 国及び県のコールセンター等の体制縮小の状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。(健康福祉部)</p> <p>② 市民から相談窓口等に寄せられた問合せ、関係機関から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し見直しを行う。(健康福祉部)</p>

Ⅲ. 発達段階別対策

(3) 予防・まん延防止
1) 流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努める。(健康福祉部)
(4) 予防接種・医療
1) 住民接種 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく臨時の予防接種を進める。(健康福祉部)
【緊急事態宣言されている場合の措置】
2) 臨時予防接種 上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく予防接種を進める。(健康福祉部)
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保
1) 新型インフルエンザ等発生時の在宅療養者への生活の支援 県と連携し、高齢者、障がい者等の在宅療養者に対する生活の支援、搬送、死亡時の対応等を行うが状況に応じて適宜縮小・中止する。(健康福祉部)
2) 遺体の火葬・安置 火葬場の稼働時間の延長など火葬場の体制強化を図り、関係団体の協力のもと一時的に遺体を安置できる施設等の確保に努めるが状況に応じて適宜縮小・中止する。 (生活経済部)
3) 市民・事業者への呼びかけ 国及び県が行う市民に対する食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動の呼びかけに協力するとともに、事業者に対する食料品、生活関連物資等の価格高騰防止並びに売惜しみ防止の要請に協力する。(生活経済部)
【緊急事態宣言されている場合の措置】
4) 措置の縮小・中止 国・県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

IV. 資料

1. 対象となる新型インフルエンザ等の種類

（『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』平成 10 年法律第 114 号）

（定義）

第 6 条

- 7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められているものをいう。）
 - 二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められているものをいう。）
- 9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

2. 特定接種の対象となり得る業種・職務について

（『新型インフルエンザ等政府行動計画』より）

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

IV. 資料

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1: 新型インフルエンザ等医療型、A-2: 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設(A-1)に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省

IV. 資料

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
航空運輸業	B-2 B-3	航空運輸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。)の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	道路貨物運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁

IV. 資料

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品(LPGガスを含む)の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品(缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業(育児用調整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLP ガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2)業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3)上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

IV. 資料

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1: 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(= 新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2: 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3: 民間の登録事業者と同様の職務

区分1: 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務 閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務(秘書業務を含む。)	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援		外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)		厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製		厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政府)		内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務		—
都道府県対策本部の事務		—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務		—

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議(秘書業務を含む。)	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法府)	区分1	—

区分2: 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所)の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等	区分1	警察庁
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分2	
救急	区分1	消防庁
消火、救助等	区分2	
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療	区分1 区分2	防衛省
家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線(部隊等)において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督		
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3: 民間の登録事業者と同様の業務

- (1)の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者(管制業務を含む。)、火葬墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

【用語解説】

※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いからA型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと

【特定感染症指定医療機関】 新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

【第一種感染症指定医療機関】 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

【第二種感染症指定医療機関】 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

【結核指定医療機関】 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも、新型インフルエンザ等の患者がみられるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国からの帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

○緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認めるときに、政府対策本部長（内閣総理大臣）が行う宣言

政府対策本部長が、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、緊急事態解除宣言を行う。

○緊急事態措置

緊急事態宣言が行われた時から、緊急事態解除宣言が行われる時までの間、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにするため特措法の規定により実施する措置

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの暴露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定公共機関

独立行政法人等の公共機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

○指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定したもの。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三类感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患って死亡した者の数

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○咳エチケット

感染拡大を防止するため、咳やくしゃみが出る時に、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけることや鼻水・痰などを含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てること、症状のある人は、マスクを正しく着用し感染防止に努めることなどに取り組むこと。

○接触感染

感染した人の咳、くしゃみ、鼻水などが付いた手で、ドアノブやスイッチ、手すりなどに触れ、その後同じか所に別の人が触れることで間接的にウイルスに感染する経路である。

○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに暴露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者の割合

○パンデミック

感染症の世界的大流行

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制などを総合した表現

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、和が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

【季節性インフルエンザとは】

季節性インフルエンザは、毎年冬期に流行するインフルエンザで、人に完全に適応して共存に近い関係を保っており、基礎疾患の存在や高齢であることなどの要因なしでは、感染した人（宿主）の多くを死に至らしめるほどの高い病原性は通常ありません。また、これまでの知識と経験によりワクチンが開発されており、流行前に使用可能な状態になっています。

季節性インフルエンザでは、ウイルスが人の間で流行している間、感染して免疫を持つ人はどんどん増加していく一方、ウイルス側も人の免疫から逃れるために毎年少しずつその抗原性を変えて流行を続けます。

【鳥インフルエンザとは】

鳥類に対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスの人への感染症が鳥インフルエンザです。

鳥インフルエンザウイルスは、自然界においてカモ、アヒルなどの水鳥を中心とした多くの鳥類が腸内に保有しています。

現時点では、鳥において高病原性を示す鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染するのは、感染した鳥又はその死骸や内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られています。また、鳥インフルエンザウイルスが人から人に感染するのはきわめて稀であり、感染の事例は、患者の介護等のため長時間にわたって患者と濃厚な接触のあった家族の範囲に限られています。

【新型インフルエンザ等とは】

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しており、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される感染症です。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響をもたらすことが懸念される感染症も含め、新型インフルエンザ等と称しています。

【新感染症】

新感染症とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症です。

《参考資料》

国立感染症研究所「インフルエンザ・パンデミックに関するQ&A（2006.12 改定版）」

厚生労働省「鳥インフルエンザに関するQ&A」

内閣官房ホームページ